< この議事速報は、 版で、一般への公開用ではありません。 までの間、 審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される

<> < 今後、訂正、 後刻速記録を調査して処置することとされた は、原発言のまま掲載しています。 発言、理事会で協議することとされた発言等 削除が行われる場合があります

議録と受け取られることのないようお願いい ので、審議の際の引用に当たっては正規の会

〇告川委員長 〇小宮山委員 生活の党の小宮山泰子でございま 次に、 小宮山泰子さん。

たします。

ための民事の裁判手続の特例に関する法律案につ た、その中での経験でこの法案が閣法として出さ いて質問させていただきます。 本日は、 弁護士として活動されていたということ、ま から大臣の答弁を伺わせていただいて、 消費者の財産的被害の集団的な回 本当 復 \mathcal{O}

ようか。 うふうに捉えておりますが、 てやはり進めるべきであると考えられたんだとい 当たりにしたからこそ、この集団的な訴訟につい らかなる資金力や情報力の差というものを目の 実務の中において、やはり大資本と個人という それでよろしいでし

に重く感じるようになりました。

れたということを、大変合理的にというか、非常

〇小宮山委員 〇森国務大臣 ありがとうございます。 そのとおりでございます。

ります。 まいりました。そういう意味においては、やっと 附帯決議という中で、この問題は取り上げられて 国会におきましても、 ても、平成十八年のときの附帯決議、また、 でいるものでありますし、また、国会におきまし の可能性を広げるものであると消費者団体も望ん れまで不十分であった被害者の実効的な被害回復 実現をするということにおいては、国会側からの に関係するものでいえば、 によりまして、情報力や交渉力の格差などで、こ 意思というものもあるんだというふうに思ってお 本当に、今回の法案に関しましては、この法案 関係の委員会におきまして 平成十二年のときから、 これ

ず初めの質問でございますので、 ただければと思っております。 るのか、そして、その中での具体的なことを、 それでは、具体的にどういった方が訴訟ができ 確認をさせてい 、 ま

だきたいと思います。 めの民事の裁判手続の特例に関する法律案で、 まず、消費者の財産的被害の集団的な回 原告となり得る者についてお伺いさせていた 回復のた 被

約に関するものとされ、法第三条一項の一号から 対して負う金銭の支払い義務であって、 ーネットの通信販売や、さまざまなものが活用さ 五号に示されております。 対象となる請求については、事業者が消費者に 国境というものも、 昨今では、国際化の中において、 その中では見受けられな 消費者契 インタ

いということもあります。

思います。 ども、昨今では、国内だけではなく、 その所在地などで訴えられることと思いますけれ Eコマースなどで提供するということも可能だと 業者は被告となり得るのか。日本に法人があれば この中で、インターネット通販等での 海外のまま 海外の立

うかにつきましては、当該訴えにおいて日本の裁 ません。ただ、訴えを提起することができるかど 判所が管轄権を有するかどうかということによっ 事業者を特に明示的に除くということはしており 度において被告となり得る事業者として、 〇川口政府参考人 御質問でございますが、 て決まるということでございます。 この点に関しての御見解をお聞かせください。 海外の 本制

日本在住の消費者とインターネット等を用いて直 になると承知しております。 訴えについて日本の裁判所が管轄権を有すること 該当すると認められるときには、 おきます日本において事業を行う者ということに 該外国の事業者が民事訴訟法第三条の三第五号に との取引実績等の諸事情を考慮いたしまして、当 接取引を行った場合、当該事業者と日本の消費者 本国内に事務所または営業所を設置することなく お尋ねのケースのように、外国の事業者が、日 その取引に係る

〇小宮山委員 ようなことになるかと思います。 なるかならないかというのは裁判所の ケース・バイ・ケースで、 判 断という

なり得るのか、 それでは、 例えば海外在住の者が お聞かせください。 訴えの原告と

ことになっております。 をいたしまして、債権の届け出がなされるという 費者は、二段階目の手続におきまして団体に授権 〇川口政府参考人 本制度におきまして、対象消

二段階目の手続に債権を届け出ることができる 出りいにつきましては、消費者が海外在住者で かどうかにつきましては、消費者が海外在住者で かどうかにつきましては、消費者が海外在住者で かどうかにつきましては、消費者が海外在住者で をができるということとしております。これは、 とができるということとしております。これは、 とができるということとしております。これは、 とができるということとしております。これは、 とができるということとしております。これは、 とができるということとしております。これは、 でございます。

○小宮山委員 海外のように、特にアメリカであるんだと思っております。○小宮山委員 海外のように、特にアメリカであるんだと思いますが、今回の法案はそこまでのことではな思いますが、今回の法案はそこまでのことではないますが、今回の法案はそこまでのことではないおけですから、この点に関しましては、恐らくいわけですから、この点に関しましては、場にアメリカであるんだと思っております。

〇川口政府参考人 まず、金融機関は事業者でご被告となり得るのか、お教えください。 政治団体、NPO団体、金融機関は、訴えの対象、では、対象者でありますけれども、宗教法人、

ざいますので、これについては相違のないところ

て、法人その他の社団または財団及び事業を行う得る事業者につきましては定義を置いておりまし本法律案では、本制度による訴訟の被告となりだと思います。

しております。 場合における個人をいうものというふうに定義を

者ですよね、多々見受けられます。 **〇小宮山委員** 恐らく、この点に関しましては、業 公本を名乗ってというものも、悪質な業者では、業 性の社団または財団に含まれまして、事業者に該 されたのであるということで、本制度による訴 当するものであるということで、本制度による訴 となり得るということで、本制度による訴 となります。

いと思います。

本当に真面目にやっているところがそのおかげ本当に真面目にやっているところがそのおいます。

本が既に破産または廃業、解散している場合、これが既に破産または廃業、解散している場合、されでは、今までもありましたけれども、被告していただきたいという点でございます。

本当に真面目にやっているところがそのおかげ本当に真面目にやっていると

○川口政府参考人 お答え申し上げます。○川口政府参考人 お答え申し上げます。

ることになると承知しております。破産手続において債権の存否及び内容が確定されは、破産手続においてみずから債権届け出をし、なお、被告が破産をした場合には、対象消費者

○小宮山委員 そういう意味では、被害が早くに○小宮山委員 そういう意味では、被害が早くにの小宮山委員 そういう意味では、被害が早くにの小宮山委員 そういう意味では、被害が早くに

けれども、 うに配慮をされる必要があるかと考えております その中での、消費者の人数、損害額、事件の規模 ばいけないんだというふうに思っております。六 し詳しくお聞かせいただければと思います。 上とするという意味、これにつきまして、 いるのか、また、消費者の取り戻し分を一定額以 の立場に立った適正な価格で救済が受けられるよ であることが重要であるということであります。 っかりと責任を持って取り組むに見合った報酬 等の勘案に当たっては、特定適格消費者団体がし ついて森大臣も答弁をされておりますけれども、 月四日の本会議にて、報酬また費用の算定方式に 団体の報酬などについては、やはり適当でなけれ も、今回、弁護士さんであったり特定適格消費者 さて、最初のころにあったかと思いますけ 基本的には、経済的な被害を受けられた消費者 どのような考えに基づいて検討されて

で第六条第四項第六号に定めるもの、これを具体の見地から不当なものでないこと。」ということましては、条文の中では、「消費者の利益の擁護の川口政府参考人 御質問のガイドラインにつき

て引きたけらな話に蓋み、8化するというものでございます。

を を 方でございます。 本制度を 設ける 趣旨に ということが一つの考 の の 会 の 会 の の 会 の の 会 の の の の に の の の の に の の の に に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。

下で、団体が業務を遂行するに当たり不可避的に生ずる一定の費用の支出を合理的な範囲可避的に生ずる一定の費用を考えておりますが、具体的には、報酬及び費用の算定の基礎とすることができる費目を具体的に定め、その積とすることができる費目を具体的に定め、その積とすることができる費目を具体的に定め、その積とすることができる費目を具体的に定め、その積とすることができる費目を具体的に定め、これを定めるものとするということを考えておりますが、現体が業務を遂行するに当たり不におります。

〇小宮山委員 ありがとうございます。

の困難はあるようにも思います。とやはり下がるという意味において、大変な現場なりすると、そういった専門職の方々に関しますなかなかやはり報酬が、一般で弁護士活動をする後もこの問題は追いかけているんですけれども、員会で質問をさせていただきました。また、その員会で質問をさせていただきました。また、その員会で質問をさせていただきました。また、その

というと、実は、利用者側にとっては有利なようまた、逆に言えば、それを周知ができているか

て、お伺いをまずは先にしたいと思います。 困難もあるというのも聞いておりますけれども、ぜ 辺のバランスは難しいかと思いますけれども、ぜ 辺のバランスは難しいかと思いますけれども、ぜ 辺のバランスは難しいかと思いますけれども、ぜ ひに される側に関してはなかなかにされても、逆に、される側に関してはなかなかにされても、逆に、される側に関してはなかなか

さえ命令の申し立てに当たっては、担保を用意す 意するべきではないかとも思いますけれども、 政基盤が弱いがために、実際にはできない、もし せん。勝訴してからは違うかと思いますけれども。 る立場、また代理をするわけですから、当然、 後ですけれども、経済的な被害者たちの弁護をす 的には十分とは言いがたいと思います。 いただければと思います。 の点に関しまして、消費者庁のお考えを聞かせて 子もしくは低利での公的支援、 いかと思います。担保軽減の仕組みや、また無利 くは困難になるという規模が考えられるのではな る必要がございます。これらの団体は、 立てができるものとされておりますが、 んなに裕福な基盤が最初からあるわけではありま そうなりますと、本来は必要な申し立てが、財 特定適格消費者団体は仮差し押さえ命令の申し 融資の仕組みを用 仮差し押 特に、 財政基盤 ے 今 そ

○森国務大臣 御指摘のとおり、仮差し押さえに

今までにない発想かとも思います。

しかし、法曹

多くの方が自分の被害などを早

さいます。 一つまで、適格消費者団体に対する支援としては、 のまで、適格消費者団体に対する支援としては、 のまで、適格消費者団体に対する支援としては、 のまで、適格消費者団体に対する支援としては、 のまで、適格消費者団体に対する支援としては、 のまで、適格消費者団体に対する支援としては、

ってまいりたいと思います。 することができることとしておりますが、これは けることができることとしておりますが、これは けることができることとしておりますが、これは することができることとしておりますが、これは でだができることとしておりますが、これは でだができることとしておりますが、これは ならに、本制度では、特定適格消費者団体が消

てれごは前の昼月に戻りまっけれざら、本川をにしていただければというふうに思います。律が施行されるときには実効あるものになるようの小宮山委員 ぜひ検討していただいて、この法

という形で、大変身近なところでそういった手続 政書士の方も入れるように、また身近な法律相 そういった方々を考えますと、今回は大変この法 等、また市民の相談に乗っている皆様であります。 少額訴訟というものにおきましては司法書士や行 では、民事訴訟に関する手続、 ような規模がされるのかであります。 てですけれども、人数、金額、 それでは前の質問に戻りますけれども、 ADRの問題もきょうも出ておりますけれども オリジナルな法律というんでしょうか、 事件の規模につい 総額として、どの 本制 談 度

くなります。

七十七条に付されております。弁護士に追行させなければならないということがく取り戻せる、そういった方向に進んでいる中で、

仕方ないと言って泣き寝入りをされている率も高 %は誰にも相談していない。また、この額だから また販売方法についてでもあります。 するものであり、その大半の内容が契約、 タによりますと、大体八十八万件ほどの相談があ 費生活相談、また、そういう、二十三年度のデー をなくさなければならないんだと思います。 またどこに言っていいのかわからないということ ば、それは、大体、その被害や相談の中身が、十 る、その中の多く、七十万件、約八割は取引に関 は限りません。多くのところから、その情報や、 法律の知識というものが必ずしも皆さんは豊富と というのも、 多くの市民の方、また被害に遭われた方々 少額だということを言ったのはなぜかといえ、販売方法についてでもあります。そして、普 - 未満が四五・六%。被害経験ありの三六・二 国民生活センターや消費者庁の消 解約、 は

かと思います。

・四%、十人に一人近くいるということになってしまうができても、相談する先というのはわからないかいっとに相談すればよいかわからないという方々がどこに相談すればよいかわからないという方々がどこに相談すればよいかわからないという方々がと思いますし、利用されないままになっとりまた、この中には、さらには、知人であったりまた、この中には、さらには、知人であったりまた。

り扱っているのは弁護士以外にもいらっしゃいまそういったことに鑑みまして、消費者問題を取

に関しましての御見解をお聞かせください。ャンネルを用意するべきだと思いますが、この点す。消費者に周知を図る観点から、さまざまなチ

〇川口政府参考人 先生御指摘のとおり、消費者 〇川口政府参考人 先生御指摘のとおり、消費者 日ごろから消費者問題を取り扱っている司法書士、 行政書士、各地の消費者団体等に対し、きめ細や 行政書士、各地の消費者団体等に対し、きめ細や かに本制度の内容を周知し、理解していただくこ かに本制度の内容を周知し、理解していただくこ とが重要なことと理解しております。

うことで、 携しつつ、関係各所に対する周知活動、 ろ、国民生活センター、 ところでございます。 にしっかり行うとともに、 周知活動をしていく。これは、 談機関などに対しましても制度の周知を図るとい 公共団体、 について周知をしていくというふうに考えている 被害に遭った消費者が相談する可能性が高いとこ そこで、また、消費者の認知度も高く、実際の 弁護士会、司法書士会を初めとする相 消費者庁及び特定適格消費者団体と連 消費生活センター、 施行後も具体的な動き 施行前の周知期間 みんなで 地方

いるものでもございます。 訟制度ということで、さらにわかりづらくなって

地裁でやるものであるということ、こういったこるに、簡易裁判所の対象ではないということと、また、弁護士さんが入っていくということ、要す関係のところ、また消費者庁に来る相談など、

思います。とも、区別が消費者においてはわからないんだと

○条国務大臣 二次皮害こついて即質問をいたごか、国務大臣 二次皮害こついて即質問をいたごだければと思います。
この点に関しまして、大臣の決意を聞かせていたこの点に関しまして、大臣の決意を聞かせています。
こと及び消費者が判断ができる、相談ができるよこと及び消費者が判断ができる、相談ができるよこの点、やはりしっかりとした周知徹底をするこの点、やはりしっかりとした周知徹底をする。

〇森国務大臣 二次被害について御質問をいただ

文でもなっております。
な範囲内で利用しなければならないこと、こう条が必要で、被害回復関係業務の目的の達成に必要取得した場合に、当該情報を適正に保管すること取得した場合に、当該情報を適正に保管すること

ただし、やはり、こんな特定適格消費者団体といりたいと思います。

〇小宮山委員 ぜひ大臣、よろしくお願いします。